

豊田市藤岡体育センター他3施設 指定管理者募集要項

【対象施設】

豊田市藤岡体育センター
豊田市藤岡総合グラウンド野球場
豊田市藤岡運動広場
豊田市藤岡テニスコート

平成30年7月
豊田市地域振興部藤岡支所

1 公募の目的

豊田市藤岡体育センター、豊田市藤岡総合グラウンド野球場、豊田市藤岡運動広場及び豊田市藤岡テニスコート（以下「豊田市藤岡体育センター他3施設」という。）の管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び豊田市体育施設条例（昭和45年条例第18号）第3条の関係規定により、管理運営業務を行う指定管理者を募集します。

2 対象施設の概要

(1) 名称及び所在地（平成30年7月現在）

名 称	所 在 地
豊田市藤岡体育センター	豊田市藤岡飯野町仲ノ下501番地
豊田市藤岡総合グラウンド野球場	豊田市木瀬町徳万場1151番地3
豊田市藤岡運動広場	豊田市折平町松葉坂507番地3
豊田市藤岡テニスコート	豊田市藤岡飯野町井ノ脇401番地

(2) 設置目的

当該施設は、スポーツの振興及び市民の体力と健康を増進することを目的とする。

(3) 沿革

ア 豊田市藤岡体育センター

昭和57年 3月	藤岡勤労者体育センターとして開設（利用開始）
平成14年 4月	藤岡町体育センターに改称
平成17年 4月	豊田市藤岡体育センターに改称
平成20年 3月	耐震補強工事
平成21年 4月	指定管理者制度導入（単独）
平成22年11月	屋上防水、自然換気棟設置、天井結露防止塗料塗布工事
平成26年 4月	指定管理者制度導入（公募）

イ 豊田市藤岡総合グラウンド野球場

昭和52年 3月	藤岡町総合グラウンド野球場開設（利用開始）
昭和56年 3月	夜間照明、バックネット、ベンチ等整備
平成17年 4月	豊田市藤岡総合グラウンド野球場に改称
平成21年 4月	指定管理者制度導入（単独）
平成25年 2月	照明器具及びキュービクル取替
平成26年 4月	指定管理者制度導入（公募）
平成27年12月	調整池廻りフェンス設置工事

ウ 豊田市藤岡運動広場

平成13年10月	豊田信用金庫と使用貸借契約を締結し、利用開始
平成17年 4月	豊田市藤岡運動広場と改称
平成21年 4月	指定管理者制度導入（単独）
平成26年 3月	器具用倉庫、洋式仮設トイレ設置
平成26年 4月	指定管理者制度導入（公募）

工 豊田市藤岡テニスコート

昭和56年 4月	開設
平成14年 3月	夜間照明設備全灯器具、配電盤改修
平成17年 4月	豊田市藤岡テニスコートと改称
平成21年 4月	指定管理者制度導入（単独）
平成26年 4月	指定管理者制度導入（公募）

(4) 施設の規模等

ア 豊田市藤岡体育センター

敷地面積	1, 800㎡
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨平屋建
延床面積	1, 177㎡
面数	バスケットボール大1面・小2面、卓球6台、バレーボール2面、バドミントン6面

※駐車場は藤岡交流館と共用

イ 豊田市藤岡総合グラウンド野球場

敷地面積	132, 280㎡（うちグラウンド部分約9, 100㎡ 両翼85m）
設備	バックネット、ベンチ、防球ネット、トイレ、夜間照明設備、駐車場
面数	野球1面、ソフトボール2面

ウ 豊田市藤岡運動広場

敷地面積	53, 338㎡（うち広場使用部分約12, 000㎡） ただし、クラブハウスが建築されている用地の211.58㎡（建築面積）を除く。
設備	簡易バックネット2面、洋式仮設トイレ3基
面数	野球2面、ソフトボール3面

エ 豊田市藤岡テニスコート

面積	コート3, 137㎡
設備	管理棟45㎡（トイレ、男女更衣室、倉庫）、夜間照明設備
面数	オムニコート3面

※駐車場は藤岡交流館と共用

(5) 現在の管理体制

株式会社都市環境サービスが指定管理者として管理運営

※指定期間は平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間

(6) 利用者数の概要

ア 豊田市藤岡体育センター

(単位:人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	過去3年平均
利用者総数	23, 897	28, 400	33, 906	28, 734

イ 豊田市藤岡総合グラウンド野球場

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	過去3年平均
利用者総数	11,227	7,686	6,696	8,536

ウ 豊田市藤岡運動広場

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	過去3年平均
利用者総数	17,813	14,068	9,723	13,868

エ 豊田市藤岡テニスコート

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	過去3年平均
利用者総数	8,355	12,412	13,613	11,460

3 指定管理者による管理運営の基本方針

指定管理者は、以下の事項に十分留意して当該施設の管理運営を行うものとする。

ア 住民福祉の増進を目的として設置された公の施設としての役割を十分に認識し、利用者へのサービス提供に当たっては、公平な取扱いをすること。

イ 豊田市藤岡体育センター他3施設の設置目的を最大限に実現することを目指して、適切な管理運営に努めること。

ウ 多様化する住民ニーズに対してより効果的、効率的に対応できるよう、創意工夫の上、質の高いサービスの提供に努めて利用者へのサービスの向上を図るとともに、経費削減に努めて効率的な管理運営を行うこと。

4 指定管理者が行う業務

指定管理者は、豊田市体育施設条例の規定に基づき、主として以下の業務を行う。

ア 指定管理施設の利用の許可に関する業務

イ 指定管理施設の施設及び設備の維持管理に関する業務

ウ ア、イに掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

※上記ウに関する事項の詳細は、管理運営業務仕様書で定めるものとする。

5 管理の基準

(1) 休業日

ア 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く）

イ 12月28日から翌年1月4日まで

(2) 開館時間

午前9時から午後9時までを開館時間とする。ただし、豊田市藤岡運動広場は午前9時から午後5時まで。

(3) 休業日及び開館時間の変更

指定管理者は、市長の承認を得て、休館日に臨時に開館し、又は休館日及び開館時間を臨時に変更することができる。なお、当該変更に伴い管理経費が増加した場合においても市から支払う指定管理料は増額しないものとする。

(4) 利用の許可

指定管理者は、当該施設の利用の許可、不許可及び利用許可の取消し等を行う。ただし、行政財産の目的外使用に関する許可は行うことができない。

(5) 個人情報の保護、情報セキュリティの確保及び情報公開における指定管理者の責務

ア 個人情報の保護及び情報セキュリティの確保（別添資料 1 を参照）

当該施設を管理運営するに当たっては、豊田市の定める豊田市個人情報保護条例、豊田市情報セキュリティ基本要綱及び関係する諸規程に基づき、本個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記を遵守するものとする。

イ 情報公開

指定管理者は、豊田市情報公開条例（平成 10 年条例第 34 号）の趣旨に則り、施設の管理に関する業務に係る情報の公開に努めるものとする。

(6) 関係法令等の遵守

当該施設を管理運営するに当たっては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、豊田市体育施設条例（昭和 45 年条例第 18 号）、同管理規則（昭和 45 年教育委員会規則第 6 号）、その他の関係法令等の内容を理解し、遵守するものとする。

(7) 業務の再委託等の制限

指定管理者が、業務の全部を一括して、又は業務の主たる部分（施設責任者が担うべき総括・監督業務や利用許可及び料金收受など管理者としての権力行使に関わる業務など）を第三者に委託又は請け負わせることは、これを禁止する。

(8) 地域内雇用への配慮

指定管理者が行う管理運営について、公益社団法人豊田市シルバー人材センターや地域高齢者の活用に努めるものとする。

6 指定期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年間（予定）

※指定期間は、豊田市議会の議決を経て確定する。

7 応募に関する事項

(1) 応募資格要件

ア 法人その他の団体であること（法人格の有無は問わないが、個人での応募は不可）。

イ 次の項目のいずれにも該当しない者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ② 豊田市から入札参加停止を受けている者
- ③ 豊田市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- ④ 豊田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 16 年条例第 32 号）第 3 条第 3 項及び第 4 項の規定に抵触する者
- ⑤ 豊田市から「豊田市が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けた者
- ⑥ 地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定により、本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、当該処分の日から起算して 2 年を経過しない者

- ⑦ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触する者

(2) 失格事項

指定申請書提出時点から指定を受けるまでの間に、次のいずれかに該当した場合は失格とし、選定審査の対象から除外又は指定管理予定者としての地位を失う。なお、指定管理予定者が失格となった場合は、審査順位が次順位の者が指定管理予定者となる。

- ① (1)に定める応募資格要件を満たさなくなった場合
- ② 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ③ 提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合
- ④ 提案の内容が本市の求める水準を満たさないと認められる場合
- ⑤ その他不正・不誠実な行為があった場合

(3) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書（様式1）

- ・「役員の役職及び氏名」は、適宜記入欄を修正した上で、該当者全員の情報を記入すること。なお、役員とは、株式会社では取締役及び監査役に、一般社団・財団法人及び社会福祉法人等では理事及び監事に当たる者とする。
- ・「予算の概要」には、現事業年度の団体全体の収支予算の主な情報（株式会社では純売上高、社会福祉法人では経常収支計、その他の団体ではこれらに相当するもの）を記入すること（記入例：平成29年度予算・純売上高 ○○, ○○○千円）
- ・「事業の執行体制」には、組織機構の概要（支社・部・課等のセクション数及び社員・職員数等）を記入すること。なお、事業計画書に記載する内容と重複する場合は、「別添事業計画書を参照」と記入することも可。

イ 事業計画書（様式2）

- ・「従業員数」は、原則として本事業年度の開始月時点での正社員数を記入すること（記入例：平成30年4月1日時点正社員数 ○○人）
- ・基本事項中「責任者の経歴等を明らかにすること」については、原則として指定申請時点で責任者を明らかにすることとするが、組織上の都合でそれが困難な場合は、貴団体が責任者に求める資質、資格保有状況、業務経歴などに関する考え方を記入すること。

ウ 指定管理者の指定申請に関する誓約書（様式3）

エ 指定管理料見積書（様式4）

- ・記載後、収支計画書（様式5）とともに封筒に入れ、封筒の表面に「○○見積書、収支計画書」と、裏面に住所、氏名を記載し、封筒継目に3個以上の封印を押すこと。
- ・消費税率の8%から10%への引上げ時期が平成31年10月1日とされていますが、現状の消費税率の8%で計算します。（消費税率の引上げの際、その増額分は年度協定書の変更協定にて対応します。）

オ 豊田市藤岡体育センター他3施設の管理運営に関する収支計画書（様式5）

- ・消費税率の8%から10%への引上げ時期が平成31年10月1日とされていますが、現状の消費税率の8%で計算します。

カ 共同企業体協定書（様式6）※共同企業体（連合体）で応募する場合のみ

キ 申請する法人等に関する以下の書類

- ※共同企業体による応募の場合、構成団体である全ての法人等のものを提出すること

- ① 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- ② 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- ③ 当該申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるものを含む。）
- ④ 豊田市税（豊田市に納税している税）、法人税、消費税及び地方消費税に関する納税証明書（本件応募申請時に未納がないことを証明するもの）
 - ※「前事業年度の収支計算書及び事業報告書」はコピーでも可
 - ※法人県民税の納税証明書の提出は不要
 - ※豊田市内に本社及び営業所の無い団体には、団体代表者から豊田市長宛に、豊田市税の納付義務がない旨を通知する文書（様式任意）を作成し、指定申請書に添付すること。なお、県税及び豊田市以外の市町村の税に関する納税証明書の提出は不要。
 - ※直近の法人税納税額が0円の場合でも、0円である旨を明らかにするため、納税証明書を提出すること

(4) 提出書類作成に当たっての留意事項

豊田市藤岡体育センター他3施設の管理運営に関する収支計画書（様式5）の記入に当たっては、事前に収支計画見積注意事項（別添資料2）を参照すること。

(5) 書類提出部数

全ての提出書類について、原本1部、写し12部を提出すること。

(6) 共同企業体による応募

共同企業体による応募を行う場合は、以下の項目に留意すること。

- ア 複数の団体が共同企業体を構成して応募する場合は、代表団体を定めること。
- イ 共同企業体の構成団体数は、代表団体を含めて2以上5以下の範囲とすること。
- ウ 単独で応募した団体は、共同企業体による応募の構成団体になることは認められない。
- エ 同時に複数の共同企業体の構成団体となることはできないこと。
- オ 代表団体及び全ての構成団体が応募資格を満たしていなければならない。

(7) 受付期間及び提出方法等

受付期間	平成30年8月20日（月）から平成30年8月24日（金）まで ※期間中の受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。
提出先	豊田市役所 地域振興部藤岡支所 地域振興担当 〒470-0493 豊田市藤岡飯野町田中245番地
提出方法	上記提出先へ直接持参により提出すること。郵送、FAX、電子メール等による提出は受け付けない。

(8) 説明会の開催

当該施設の指定管理に関する注意事項について、下記のとおり説明会を開催します。

日時	平成30年8月7日(火) 午後2時開始
場所	豊田市藤岡交流館 2階 講義室
申込方法	説明会参加申込書(様式7)に必要事項を申込の上、郵送、FAX、電子メール、持参のいずれかの方法による。 ※持参による受付は、藤岡支所閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、8月3日(金)は、午前8時30分から正午までとする。
申込期限	平成30年8月3日(金) 正午まで
その他	参加人数は各団体2名までとし、参加に係る交通費等は参加者の負担とする。説明会に参加しなくても応募は可能。

(9) 応募に関する質問の受付

受付期間	平成30年8月10日(金)まで ※期間中の持参による質問の受付は、藤岡支所閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。 ※期間中の郵送、FAX、電子メールによる質問の受付は、平成30年8月10日(金)必着とする。
質問方法	質問内容、団体名、代表者名、担当者名、連絡先を記入したもの(様式任意)を郵送、FAX、電子メール又は持参
回答方法	回答は随時市のホームページ上に掲載するものとする。 なお、最終回答は平成30年8月16日(木)までに掲載する。

(10) その他応募に関する留意事項

- ア 応募書類の提出後は、内容を変更すること及び追加することは認められない。ただし、市が認めた場合にはこの限りではない。
- イ 応募書類提出後に辞退する場合は、書面にて辞退届(様式任意)を提出すること。
- ウ 応募書類は返却しないこととする(ただし、応募の辞退があった場合は原本のみ返却可)。
- エ 応募書類の著作権は、申請団体に帰属する。ただし、指定管理者に選定された申請団体の応募書類については、市長が当該施設の管理内容の公表その他必要と認める場合において、その一部又は全部を無償で使用できるものとする。
- オ 応募に関する必要経費は、その全額を申請者の負担とする。

8 選定審査に関する事項

(1) 選定審査の方法

- ア 指定管理者の選定は、豊田市指定管理者選定委員会が主体となり、条例等の規定による選定基準に基づき、応募団体から提出された事業計画書等の提出書類及び別途実施するプレゼンテーションを審査して行う。
- イ 別に示す選定審査基準により算定された総合得点が最も高い団体を『優先交渉権者』とし、総合得点が第2位であった団体を『次点交渉権者』とする。なお、詳細は選定審査基準書を参照すること。

(2) 選定審査の日程

プレゼンテーション	※受付状況を踏まえて、詳細日程を別途通知するものとする。 ※ヒアリングには、当該業務に係る総括責任者（又はそれに準ずる者）及び施設の管理責任者等の出席を求める予定である。
指定管理者の内定通知	平成30年11月中旬
指定管理者の指定	平成30年12月下旬（12月市議会の議決による）

(3) 選定審査基準

指定管理者の選定審査基準は、別添選定審査基準書を参照すること。なお、応募団体の物的・人的能力及び管理運営に関する提案力の他、指定管理料の金額もあわせて選定審査基準の配点に組み込むものとする。

(4) その他選定審査等に係る留意事項

- ア 選定結果については、その概要を市ホームページで公開するものとする。
- イ 指定管理者に選定された団体の提出書類について、情報公開の請求があった場合は、豊田市情報公開条例（平成10年条例第34号）に基づき、公開又は非公開の判断をするものとする。
- ウ 落選した応募団体の提出書類は原則非公開資料として取扱うものとする。なお、情報公開の請求があった場合においても、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに関しては不開示情報とするものとする。
- エ 応募業者すべてが価格審査において失格となった場合は応募団体に対して再見積を依頼する。

9 協定の締結

- ア 指定管理者は市との間で、指定期間全体に係る「基本協定」を締結するものとする。なお、応募段階での事業計画書において提案された事項については、協定を締結する際にその採用可否も含めて協議するものとする。
- イ 市が指定管理者に対して支払う指定管理料その他経費に関する事項は、年度ごとに締結する「年度協定」により定めるものとする。

10 管理運営に係る経費及び会計処理

(1) 管理運営経費の財源

- ア 当該施設の管理運営に関する経費は、応募団体が提示する指定管理料、利用料金、その他団体が自主的に補う財源により賄うものとする。なお、「団体が自主的に補う財源」とは、団体が保有する自己財源等のことを言う。
- イ 指定管理料は、指定管理料見積書に記載された金額とすることを原則とするが、事業計画書に記載された提案事項の採用可否に関する協議等により変更することがある。

(2) 収支計画を上回る利益の取扱い

指定管理者が管理運営を行った結果として、収支計画を上回る利益を得た場合の取扱いについては、指定管理者の任意とする。ただし、事業計画書の中で当該利益の活用方法等を市に対して提案できるものとする。

(3) 会計の独立

- ア 指定管理者は、当該施設の管理運営業務に係る経理をその他の経理と明確に区分し、独立した会計帳簿類を整備しなければならない。
- イ 指定管理者が自主事業を実施する場合には、その経理は上記アの経理に含めず、独立した会計帳簿類を整備しなければならない。

1.1 指定管理者の自主事業の取扱い

(1) 自主事業の実施について

指定管理者は、自らが企画し、自らの財源をもって自主事業を実施することが認められるが、自主事業の実施基準（別添資料3）のとおりとするため、これを参照すること。

指定申請段階（提案段階）における自主事業実施計画は、目的、対象者、事業期間、場所、講師等の概要、収支計画等の情報を可能な限り明らかにすること。講師が未決定で収支計画が立てられない場合等についてはその旨を記載するなどの対応とする。

(2) 自動販売機の設置について

指定管理者が自主事業として自動販売機を設置する場合、以下の貸付料を市へ納入するものとする。

新規で設置する場合	自動販売機の設置により指定管理者が得る利益の20%
既設の自動販売機を継続して設置する場合（ただし、前指定期間から指定管理者の変更が無い場合に限る。）	自動販売機の設置により指定管理者が得る利益の10%

1.2 市と指定管理者の責任分担

当該施設の管理運営に関する市と指定管理者の責任分担（リスク分担）（別添資料4）、のとおりとする。なお、詳細に関しては、双方協議の上で基本協定書において定めるものとする。

1.3 その他の留意事項

(1) 関係職員等への接触の禁止

応募団体は、指定管理者を内定するまでの間において、豊田市指定管理者選定委員会委員及び本件業務に従事する市職員に対して、当該選定に関して自己に有利になることを目的とした接触その他の働きかけを禁止するものとする。なお、当該接触等の事実があった場合には失格とする。

(2) 業務の引継ぎについて

- ア 指定管理者は、指定期間開始とともに円滑に業務が開始するため、指定期間開始前に、当該施設の現管理者等から引継ぎを受けること。なお、当該引継ぎに係る費用は指定管理者の負担とする。
- イ 指定管理者は、指定期間の終了又は指定取消しによって、次期指定管理者に業務を引継ぐ場合には、当該施設の管理運営に支障を及ぼすことのないよう、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要書類及びデータを整備すること。

(3) 業務内容の一部変更について

指定期間内において指定管理業務の内容、事務手順、市との業務分担等を一部見直す必要が生じた場合には、市と指定管理者の協議の上、これを変更することができるものとする。

1 4 問合せ先 豊田市役所 地域振興部藤岡支所 地域振興担当

〒470-0493 豊田市藤岡飯野町田中245番地

電話 0565-76-2102 FAX 0565-76-4852

メール fujioka-shisho@city.toyota.aichi.jp

個人情報取扱い及び情報セキュリティに関する特記

(総則)

第1条 受託者(以下「乙」という。)は、豊田市(以下「甲」という。)の定める豊田市個人情報保護条例、豊田市情報セキュリティ基本要綱及び関係する諸規程に基づき、本人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記(以下「特記」という。)を遵守しなければならない。また、乙は、別紙「遵守項目確認表」を確認し、これを遵守しなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 乙は、受託した業務のうち個人情報及び情報セキュリティに関する重要な情報(以下「個人情報等」という。)を取り扱う業務及び情報システムを使用する業務(以下「本業務」という。)を履行するに当たり、個人情報保護及び情報セキュリティ対策(以下「個人情報保護等」という。)について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者及び従事者の報告)

第3条 乙は、本業務に係る作業責任者及び作業従事者(正社員以外の者を含む。)を定め書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業責任者及び作業従事者を変更する場合の手續を定めなければならない。

3 乙は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

4 乙は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

5 作業責任者は、特記に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

6 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記に定める事項を遵守しなければならない。

7 乙は、作業責任者及び作業従事者(以下「作業員」という。)に対して、乙が発行する身分証明書等を常時携帯させ、作業時の着用による明示又は提示が行えるようにしなければならない。

(作業場所の特定)

第4条 乙は、本業務に係る個人情報等を取り扱う場所及び情報システムを設置する場所(以下「作業場所」という。)を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

(教育の実施)

第5条 乙は、個人情報保護等に対する意識の向上、特記における作業責任者及び作業従事者(以下「作業員」という。)が遵守すべき事項その他本業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業員に対して実施しなければならない。

2 乙は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 乙は、本業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報等を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 乙は、本業務に関わる作業員に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第7条 乙は、本業務を第三者へ委託してはならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第8条 乙は、本業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本特記に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(情報の管理)

第9条 乙は、本業務に係る個人情報等を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報等を適切に管理しなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報等を保管すること。
- (2) 作業員以外の者が個人情報等に対してアクセスできないような措置を講じるとともに作業員に与える物理的及び技術的アクセス権限についても必要最小限とすること。
- (3) 個人情報等を保管する場合、当該情報が記録された媒体並びにそのバックアップの保管状況及び記録された情報の正確性について、定期的に点検すること。
- (4) 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報等を定められた場所から持ち出さないこと。
- (5) 個人情報等を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
- (6) 個人情報等を電子データで移送する場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (7) 事前に甲の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要な最小限の範囲で行う場合を除き個人情報等を複製又は複写しないこと。
- (8) 個人情報等の紛失、漏洩、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報等の漏洩等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。

(システムの管理)

第10条 乙は、本業務において、業務の実施又はサービスの提供に使用する、乙が管理する情報システムについて、次の各号の定める内容を遵守しなければならない。

- (1) 業務の実施又はサービスの提供に使用する機器については、業務に影響のない限り、対策ソフトウェアの導入等により不正プログラム対策を行うこと。
- (2) 業務の実施又はサービスの提供に使用する機器・ソフトウェアについては、業務に影響のない限り、メーカー等によりセキュリティパッチが提供されている機器・ソフトウェアを使用し、最新のセキュリティパッチを導入して使用すること。
- (3) 業務に使用するパソコンに、業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
- (4) 個人情報等を保管する情報システム等が設置される区画に対して、入退管理及び区画内での作業状況管理、作業監視及び区画への機器持ち込み制限を行うこと。
- (5) 個人情報等を保管する機器の設置及び取付けについて、盗難防止のための措置を行うこと。
- (6) 業務の実施及びサービスの提供に使用した機器及び外部記録媒体については、廃棄や賃貸借物件の返却等により当該機器等を処分する際に、データの完全消去を実施すること。

(提供された情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第11条 乙は、本業務において利用する個人情報等について、本業務以外の目的で利用し

てはならない。また、甲に無断で第三者へ提供してはならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第12条 乙は、甲から、個人情報等の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 乙は、個人情報等の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

第13条 甲は個人情報保護等について、本特記の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、実地調査を行い、又は本業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第14条 乙は、本業務に関し個人情報等の漏洩等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、個人情報等の漏洩等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、個人情報等の漏洩等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第15条 甲は、乙が本特記に定める義務を履行しない場合は、本特記に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第16条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記の内容に違反し、又は怠ったことにより甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

収支計画見積注意事項

当該施設の収支計画書を作成し、指定管理料の見積金額を積算するに当たっては、以下の点に留意してください。なお、収支計画書は、別途示す参考資料を基に作成してください。

1 支出計画について

(1) 人件費

- ・ 管理運営業務仕様書で示す人員配置基準に留意して人員配置計画を作成し、これに基づく人件費を積算すること。
- ・ 人件費の積算は、「正規職員」「嘱託職員（非常勤の専門嘱託員など）」「臨時・パート職員」の区分に分けて計上すること。なお、人材派遣によりスタッフを確保する場合は、「嘱託職員」に含めて計上すること。
- ・ 計上する人件費には、給料・賃金・手当の他、社会保険事業主負担分等を含めて積算すること。

(2) 修繕料

- ・ 当該施設の修繕料の積算については、下記に示す豊田市指定金額を計上すること。なお、これと異なる金額で積算を行うことは認められないため注意すること。

指定管理料に含めるべき修繕料 (豊田市指定金額)	500,000円(税込)
-----------------------------	--------------

- ・ 指定管理者は、管理運営業務仕様書に規定するとおり、原則として1件50万円以下の日常的小規模修繕を実施するものとする。なお、当該修繕料に剰余金が発生した場合には、市に返還するものとする。
- ・ 指定管理者が行った修繕により当該施設の資産価値が上昇した場合についても、当該所有権は市に帰属するものとする。

(3) その他の経費

- ・ 消耗品費、役務費その他の経費については、管理運営業務仕様書に示す業務内容に十分留意し、必要経費を積算すること。
- ・ 自主事業に関する経費は、当該支出計画には計上しないこと。

2 収入計画について

(1) 利用料金収入

- ・ 利用料金制を適用している施設においては、当該施設の設置条例に規定する利用料金の収入見込額（全指定期間の平均金額）を積算すること。
- ・ 管理運営業務仕様書に規定がある場合には、指定管理者は市が定める基準に従い、利用者及び利用目的に応じて当該利用料金を減免するものとする。この場合、当該利用料金収入が通常よりも減少することとなるが、この収入減少分は「利用料金減免補填金」として指定管理料に含めて市が支出するものとする。なお、収支計画書に計上する「利用料金収入」には、この利用料金減免補填金は含めないこと。
- ・ 市が積算する平成31年度利用料金減免補填金は下記の金額とする。なお、利用料金減免補填金は、年度により変更する場合がある。

- ・ 当該利用料金補填金に剰余金が発生する場合は市に返還するものとし、逆に不足する場合は市が指定管理料を増額して補うものとする。

平成31年度 利用料金減免補填金	0円
---------------------	----

<収支計画書における『利用料金収入』の積算方法>

指定管理者が見込む利用料金収入総額 ※減免制度がない前提で積算する収入総額	-	利用料金減免補填金
--	---	-----------

(2) 事業参加料収入

- ・ 管理運営業務仕様書において、指定管理者が行うべきソフト事業（講座の開催等）の規定があり、かつ指定管理者が当該事業の参加者から参加料を徴収することとなっている場合には、収支計画書における「事業収入・事業参加料収入」に計上すること。

(3) 自主事業剰余金

- ・ 指定管理者が応募段階で自主事業の実施を企画し、事業実施の結果として剰余金（利益）を見込んでいる場合において、当該剰余金を当該施設の管理運営経費に充当することを提案する場合には、収支計画書における「他収入・自主事業剰余金」に計上すること。
- ・ なお、自主事業の提案については、別添資料3（自主事業実施基準）の規定に留意すること。

3 指定管理料の積算手順

- ・ 指定管理料の見積金額は、以下の手順により算出すること。

区 分		モデル金額	備考
支出総合計	A	100	※自主事業に関する経費を含めないこと
利用料金収入	B	30	利用料金減免補填金を含めないこと
事業収入計	C	5	
他収入計	D	10	
指定管理料見積金額	E	55	$A - (B + C + D)$

- ・ なお、市が支払う指定管理料は、「市が管理運営業務仕様書を変更する場合」又は「リスク分担表に該当する事態が発生した場合」を除き、指定期間中は固定金額（指定管理料の変更はしない）とする。消費税率の引上げの際、その増額分は年度協定書の変更協定にて対応する。

※具体的には、計画の見込み違いにより経費が増加した場合や利用料金収入が計画を下回った場合などにおいて、当初提示された指定管理料を増額してこれを補填することは行わないので、留意すること。

別添資料3

指定管理者自主事業実施基準

(目的)

第1 この基準は、指定管理者が管理する施設を活用して行う自主事業について、市が承認する基準その他の取扱いについて定めるものである。

(定義)

第2 この基準における自主事業とは、次に掲げるものとする。

- (1) 管理運営業務仕様書に自主事業として実施することが定められている事業
- (2) 管理運営業務仕様書に具体的定めがなく、指定管理者が自らの企画により行う事業

(事前協議)

第3 指定管理者が自主事業を行うに当たっては、その事業内容、収支計画及び参加料等を明らかにした上で、事前に市の承認を得なければならない。

(承認基準)

第4 指定管理者が行う自主事業は、その事業の性質に応じて、以下のすべての項目に適合することを条件に承認するものとする。

- (1) 事業日程が一般利用者の施設利用を著しく阻害しない範囲であること
- (2) 事業規模が施設許容量に照らして適当であること
- (3) 対象者の設定に公平性が認められること
- (4) 民間事業に多大な影響を及ぼす（圧迫する）懸念がないこと
- (5) 事業実施に関する安全性及び補償体制が担保されていること
- (6) 事業内容が公序良俗に反しないものであること
- (7) 指定管理料で当該経費を支出しないものであること
- (8) その他一般利用者の視点で疑義が生じない内容であること

(使用料等)

第5 指定管理者が自主事業のために、施設の部屋、区画等を使用又は占用する場合には、必要な許可を受けるほか、市に対し、条例で定められた使用料又は占用料を支払うものとする。

(実施報告)

第6 指定管理者が自主事業を実施した場合は、参加者の状況、事業成果及び経理状況等を市に報告しなければならない。

(委任)

第7 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定めるものとする。

指定管理者制度リスク分担表

項目	内容	負担者	
		市	指定管理者
物価変動	上下水道料金の単価に関する物価変動リスク	○	
	上記以外の経費に関する物価変動リスク		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増減		○
利用者数、使用量の変動	指定管理者が指定申請時に積算した利用者数やエネルギー使用量等の変動に伴う経費の増減		○
法令変更	施設の管理運営の基準等に直接影響を及ぼす法令変更	○	
	当該指定管理にかかわらず指定管理者に影響を及ぼす法令変更（最低賃金等）		○
税制変更	施設の管理運営の経費に直接影響を及ぼす法令変更（消費税・地方消費税、印紙税、酒税、入湯税等）	○	
	当該指定管理にかかわらず指定管理者に影響を及ぼす法令変更（所得税、法人市民税、事業所税、固定資産税等）		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から施設の管理運営の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費の増加	○	
施設修繕等	管理者の注意義務を怠ったことによる施設、設備、備品、資料等の滅失、損傷に関する原状回復又は賠償		○
	経年劣化や利用に伴う損耗等に対応する一般的な修繕	○	
不可抗力	暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象等に伴う施設修復等の経費増加	○	
第三者への賠償	管理者の注意義務を怠ったことにより与えた第三者への損害賠償		○
	施設の構造上の問題等を起因として利用者等が受傷した場合等で、管理者が負うべき責任のない第三者への損害賠償	○	

項目	内容	負担者	
		市	指定管理者
書類の誤り	指定申請書、事業計画書等指定管理者がその内容について責任を負うべきもの		○
	管理運営業務仕様書等市がその内容について責任を負うべきもの	○	
支払遅延	指定管理者が再委託業者等に支払う経費の支払遅延による損害		○
	市が指定管理者に支払う経費の支払遅延による損害	○	
その他	上記以外の事案は、市及び指定管理者の協議による（業務内容の一部変更等）	○	○